

令和 7 年 承認第 1 2 号

臨時代理の承認について

教職員の人事に係る内申について

教育長に対する事務委任規則（昭和 6 0 年三好町教育委員会規則第 3 号。以下「事務委任規則」という。）第 3 条により別紙の通り臨時代理したので、事務委任規則第 4 条により報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 2 5 日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

臨時代理書

教育長に対する事務委任規則（昭和60年三好町教育委員会規則第3条。「以下「事務委任規則」という。）第2条第4号に規定する県費負担教職員の任免その他の人事に係る内申に関することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、事務委任規則第3条の規定により、臨時に代理する。

令和7年8月8日

みよし市教育委員会

教育長 増岡 潤一郎

1 臨時代理の内容

教職員の人事に係る内申について

2 意見書

別添のとおり

教職員の人事に係る内申について

別 添